

## <居宅介護>

実地指導事業所：6事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所						指導内容
	A	B	C	D	E	F	
2人の居宅介護従業者による場合	○				○		
夜間・早朝・深夜加算	○	○	○	○		○	
特定事業所加算（Ⅰ）							
特定事業所加算（Ⅱ）	×						A（口頭）介護福祉士等の占める割合を算出し，結果を記録しておくこと。
特定事業所加算（Ⅲ）							
特定事業所加算（Ⅳ）							
特別地域加算			○				
緊急時対応加算							
喀痰吸引等支援体制加算							
初回加算	○	○			×		E（文書（返還））初回若しくは初回月にサービス提供責任者が自ら居宅介護を提供若しくは他の訪問介護員に同行した記録が無いにもかかわらず当該加算を算定。
利用者負担上限額管理加算			○				
福祉専門職員等連携加算							
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	○				○		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）							
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）							
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）							
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）							
福祉・介護職員処遇改善特別加算	○						

### 【減算】

事項	事業所						指導内容
	A	B	C	D	E	F	
基礎研修課程修了者等により行われる場合							
初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合							
同一建物減算							

### 【その他】

（報酬）

- ・サービス実施記録について，指定居宅介護を実際に行った時間を記録すること。また，鉛筆ではなくペン書きにし，修正する場合は訂正印で訂正すること。（口頭指導）

- ・介護給付費等単位数サービスコードを間違えて請求しているもの（計画を作成したサービス提供責任者が介護福祉士であるにもかかわらず、居宅介護職員初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき行う場合の減算で算定）があった。正しいサービスコードで請求すること。（口頭指導）
- ・サービス実施記録について、提供した担当従業者が明確に分かるように記載するとともに、介護保険サービスなのか障害福祉サービスなのか明確に分かるように記載すること。また、サービス提供実績記録票のサービス提供者印の欄には、実際にサービスを提供した者の判を押印すること。（口頭指導）
- ・家事援助中心型のサービスを提供する場合は、利用者が一人暮らし等のため利用者や家族等が家事を行うことが困難であることが明確に分かるように居宅介護計画等に記載すること。（口頭指導）
- ・サービスを実施した記録が無いにもかかわらず所定単位数を算定。（文書指導（返還））

< 重度訪問介護 >

実地指導事業所： 4 事業所（令和 2 年度（令和 3. 3. 1 現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所				指導内容
	A	B	C	D	
重度障害者等の場合	算定実績なし	算定実績なし	算定実績なし	算定実績なし	
障害支援区分 6 に該当する者の場合					
2 人の重度訪問介護従業者による場合					
夜間・早朝・深夜加算					
特定事業所加算（Ⅰ）					
特定事業所加算（Ⅱ）					
特定事業所加算（Ⅲ）					
特別地域加算					
緊急時対応加算					
喀痰吸引等支援体制加算					
初回加算					
利用者負担上限額管理加算					
行動障害支援連携加算					
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）					
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）					
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）					
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）					
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）					
福祉・介護職員処遇改善特別加算					

【減算】

事項	事業所				指導内容
	A	B	C	D	
8 時間を超えるサービス提供を行う場合					
90 日以上利用減算					

<同行援護>

実地指導事業所：3事業所（令和2年度（令和3.3.1現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所			指導内容
	A	B	C	
2人の同行援護従業者による場合	○			
夜間・早朝・深夜加算				
盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合				
障害支援区分3に該当する者の場合				
障害支援区分4に該当する者の場合				
特定事業所加算（Ⅰ）				
特定事業所加算（Ⅱ）	×			A（口頭）介護福祉士等の占める割合を算出し，結果を記録しておくこと。
特定事業所加算（Ⅲ）				
特定事業所加算（Ⅳ）				
特別地域加算				
緊急時対応加算				
喀痰吸引等支援体制加算				
初回加算		×		B（口頭）新たにサービスを提供する利用者に係る同行援護計画の作成は，初回のサービス提供日以前に作成し，また，当該計画に対する同意を利用者から得ること。
利用者負担上限額管理加算				
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	○			
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）				
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）				
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）				
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	○			

【減算】

事項	事業所			指導内容
	A	B	C	
基礎研修課程修了者等により行われる場合				

< 共同生活援助 >

実地指導事業所： 1 事業所（令和 2 年度（令和 3. 3. 1 現在） ○・・・算定あり ×・・・算定があったが指導を受けたもの（文書指導，口頭指導）

加算名	事業所	指導内容
	A	
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）		
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）		
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		
看護職員配置加算		
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	×	A（口頭）個別日誌に記載されている見回り等の夜間支援を行った従業者が明確に分かるように記載等すること。
夜間支援等体制加算（Ⅱ）		
夜間支援等体制加算（Ⅲ）		
夜間職員加配加算		
重度障害者支援加算		
日中支援加算（Ⅰ）		
日中支援加算（Ⅱ）	○	
自立生活支援加算		
入院時支援特別加算	○	
帰宅時支援加算	○	
長期入院時支援特別加算	×	A（文書（返還））入院した初日から起算して3月を越えて算定。
長期帰宅時支援加算		
地域生活移行個別支援特別加算		
精神障害者地域移行特別加算		
強度行動障害者地域移行特別加算		
医療連携体制加算（Ⅰ）		
医療連携体制加算（Ⅱ）		
医療連携体制加算（Ⅲ）		
医療連携体制加算（Ⅳ）		
医療連携体制加算（Ⅴ）		
通勤者生活支援加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	○	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		
福祉・介護職員処遇改善特別加算		

【減算】

事項	事業所	指導内容
	A	
サービス提供職員欠如減算		
サービス管理責任者欠如減算		
個別支援計画未作成減算		
大規模住居等減算	○	
身体拘束廃止未実施減算		